

新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、多様な主体と連携した持続可能な方法で課題解決を図ることができる人材の育成と、新たな担い手の確保を目的として、地域課題解決の実践に要する経費に対して交付する新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請団体)

第2条 補助金の交付申請を行うことができるもの（以下「申請団体」という。）は、次の各号に全て該当する団体、またはその団体の構成員から選抜された者で組織する団体とする。

- (1) 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会
- (2) 地域力UPチャレンジ事業募集要項に基づき採択団体として決定を受けた団体
- (3) 市が指定した研修を受講済みである団体
- (4) 地域課題解決の実践に向けた検討を重ね、実現可能な事業計画を作成した団体

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象事業は、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 地域課題に対して、公益的、社会貢献的な事業内容で、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (2) 事業計画に実現性があり、事業にかかる予算の見積り等が適正である事業
- (3) 短期間に解決しない事業内容の場合、補助金の交付が終了した年度以降も、引き続き自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることが可能であると見込まれる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
- (2) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの
- (4) 事業の実施を伴わない調査や研究を目的とするもの
- (5) 事業の実施を伴わない会議体の運営を目的とするもの
- (6) 事業と直接関係しない団体の運営を目的とするもの
- (7) 参加した地域住民の交流や親睦的なことのみを目的とし、公益性、社会貢

献性が認められないもの

- (8) 施設等の建設又は整備することのみを目的としたもの
- (9) 事業の実施を他の者に委託する場合、委託料が事業全体に掛かる経費の50%を超えるもの

(補助対象期間)

第4条 市長は、申請団体から第8条に規定する補助金の交付申請を受けた場合に限り、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 補助金交付の期間は、原則として3年度以内とする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び対象外となる経費は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付が複数年度にわたるときは、年度ごとに補助対象経費を合算する。この場合において、年度ごとの合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を当該年度の補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 各年度の補助金の額は、補助対象経費のうち、100万円を限度とする。

ただし、補助金の交付が複数年度にわたる場合、各年度の補助金を合算した額は、150万円を限度とする。

(交付条件)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、諸手続を遅延なく履行すること。
- (2) 申請内容及び金額の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に開始できない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、市長の指示を受けること。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産は、市長の承認を受けることなく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証

拠書類を5年間保管しておくこと。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする申請団体は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他事業に関する資料

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金の交付について決定し、補助金決定通知書（別記様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 市長は前項の規定により決定した提案事業に対して、第7条に定める条件のほか、補助金交付に係る必要な条件を付することができる。

(変更の承認申請)

第10条 第7条第2号及び第3号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認申請があった場合は、その内容を審査し、決定した内容を、事業変更決定通知書（別記様式第4号）を補助事業者に送付するものとする。

(事業が予定期間内に開始しない場合等の報告)

第11条 第7条第4号の規定により市長に報告しようとする場合には、あらかじめ事業遅延申出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、その内容を審査し、遅延事業指示書（別記様式第6号）を補助事業者に送付し、指示するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、第9条に規定する交付決定を受けた補助事業完了後、1ヶ月以内又は当該補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第7号）及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合には、随時、補助事業の経過の報告を求めることができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その

内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助金確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 補助金の支払は、新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払ができるものとする。

2 申請者が前項の概算払により補助金の支払を受ける場合は、あらかじめ補助金概算払申請書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- （2）補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合
- （3）補助金を交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合
- （4）補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合
- （5）その他関係法令、規則及びこの要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第11号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第17条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助事業により取得した価格が1点10万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の備品とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令第15号」という。）を勘案し、3年とする。ただし、省令第15号において2年以下となっているものについては、省令第15号の定めに応じた期間と

する。

- 3 第7条第7号の規定は、補助事業者が、あらかじめ市長の承認を受けた日又は補助事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、前項で規定する当該財産の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときは適用しない。
- 4 第7条第7号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ取得財産の財産処分承認申請書（別記様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ取得財産の処分について決定し、財産処分決定通知書（別記様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（調査等）

- 第18条 市長は、補助金の額の確定があった後においても、第15条第1項各号に該当するおそれがあると認めるときは、規則第21条に基づき、必要な調査等を行うことができる。ただし、前条第1項に規定する財産については、前条第2項に規定する期間に限り、必要な調査等を行うことができる。

（情報公開）

- 第19条 補助金の申請、補助金の交付及び実績報告に関する書類は、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、法令等で公開できないとされているものの以外については、一般の閲覧に供するものとし、概要等を公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（適用期間）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条の規定により決定した補助事業者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（事業実施に直接必要な人件費） ・ 報償費 ・ 委託料（※1） ・ 旅費 ・ 備品購入費、消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 郵便料等 ・ 保険料 ・ 使用料、賃借料 ・ 工事請負費 ・ その他市長が必要と認める経費
補助対象外経費 又は 補助対象経費から 控除される経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施を伴わない、会議体だけの運営費 ・ 参加した地域住民の交流や親睦的なことのみを目的とした食糧費 ・ 直接的に事業と関係しない、団体の運営に関する経費（※2） ・ 建物の賃貸借における敷金及び礼金 ・ 建築工事等の手続等に要する費用 ・ 国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金が充当される経費と同一種の経費 ・ その他市長が補助対象として不適当と認める経費

※1：委託料が事業全体に掛かる経費の50%を超える内容の場合、補助対象外事業となります。

※2：人件費、事務所費、光熱水費など、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外となります。

（宛先）新潟市長

所在地

団体名

代表者名

代表者電話番号

補助金交付申請書

新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業の名称	
課題解決を实践する 事業全体の 実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記期間のうち 補助金の交付を 申請する年度	令和 年度
補助対象経費	円
交付申請額	円
情報の公表の内容、 方法及び時期	
添付書類	1 事業計画書（※1） 2 収支予算書（※2） 3 その他事業に関する資料

※1 「課題解決を实践する事業全体の実施予定期間」に記載する期間及び申請する年度分の事業計画が分かるように提出してください。

※2 補助金の交付を申請する年度分の収支詳細が分かるように提出してください。

様

新潟市長 印

補助金決定通知書

年 月 日付で補助金交付申請のあった新潟市地域力UPチャレンジ事業について、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業の名称および団体等

事業の名称	
団体所在地	
団体名	
代表者名	

2 決定事項

3 補助金の交付対象年度（又は不交付の理由）

4 交付決定額

5 補助金交付に係る必要条件

（宛先）新潟市長

所在地

団体名

代表者名

事業変更承認申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった下記事業について、事業内容を変更したいので、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

事業の名称	
交付決定額	円
変更承認申請額	円
変更予定年月日	年 月 日
変更の理由	

次ページ（裏面）に変更の内容を記入してください。

変更の内容	変更前	
	変更後	
添付書類	変更の前後がわかる次の資料 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他必要な書類	

様

新潟市長 印

事業変更決定通知書

年 月 日付けで事業変更の承認申請があった下記事業について、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定事項

2 決定事項の内容

事業の名称		
既交付決定額		円
変更交付決定額		円
変更予定年月日	年	月 日
変更事項	変更前	
	変更後	

（宛先）新潟市長

所在地

団体名

代表者名

事業遅延申出書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった下記事業について、事業が計画どおりに遂行できないので、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

事業の名称	
事由発生日	年 月 日
計画どおり遂行できない理由	

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

遅延事業指示書

年 月 日付けで事業遅延の申し出のあった新潟市地域力UPチャレンジ事業について、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 事業の名称および団体等

事業の名称	
団体所在地	
団体名	
代表者名	

2 指示事項

（宛先）新潟市長

所在地

団体名

代表者名

実績報告書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった下記事業について、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

記

事業の名称	
課題解決を实践する 事業全体の 実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
交付決定額	交付決定額 円
事業実施内容	
添付書類	1 収支決算書 2 領収書又はその写し 3 その他必要な書類（事業チラシ、実施写真、図面等、実施状況がわかるもの）

様

新潟市長

印

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市地域力UPチャレンジ事業について、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

記

1 事業の名称および団体等

事業の名称	
団体所在地	
団体名	
代表者名	

2 補助金の交付対象年度

3 交付決定額

4 交付済額

5 確定額

（宛先）新潟市長

所在地

団体名

代表者名

補助金概算払申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった下記事業について、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第14条の規定により、補助金の概算払いを申請します。

記

事業の名称	
課題解決を实践する 事業全体の 実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記期間のうち 補助事業実施期間 (予定)	年 月 日から 年 月 日まで
交付決定額	円
概算交付申請額	円
概算払いを 必要とする理由	

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市地域力UPチャレンジ事業について、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

1 事業の名称および団体等

事業の名称	
団体所在地	
団体名	
代表者名	

2 交付決定額

3 交付決定取消額

4 取消理由

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

補助金返還命令書

年 月 日付け新 第 号で金額の確定をした（交付決定を取り消した）補助金については、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 事業の名称および団体等

事業の名称	
団体所在地	
団体名	
代表者名	

2 返還額

3 返還期限

4 返還理由

（宛先）新潟市長

所在地

団体名

代表者名

財産処分承認申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった下記事業により取得した財産を処分したいので、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり申請します。

記

事業の名称	
-------	--

【取得効用増加財産】

取得効用増加財産の品目（名称）	
取得効用増加年月日	年 月 日
取得効用増加価格	円
時価	円
処分の理由	
処分の方法	

※処分する財産（品目）が複数ある場合は、上記項目について別紙を作成し、添付してください。

様

新潟市長 印

財産処分決定通知書

年 月 日付けで財産処分の承認申請があった下記事業について、新潟市地域力UPチャレンジ事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業の名称および団体等

事業の名称	
団体所在地	
団体名	
代表者名	

2 決定事項

3 決定事項の内容

取得効用増加財産の 品目（名称）	
取得効用増加年月日	年 月 日
取得効用増加価格	円
時価	円
処分の方法	